

20年以上前に生徒と性的関係をもったことを理由に 学校教員を懲戒免職にすることができるか ——法と時間研究 (1)

齋藤 健一郎

「先生に目をかけられて快活さを取り戻したあのころ、わたしは自分に必要不可欠なサポートを求めていただけだったのだ。セックスしてほしいなんて頼んでいない。

……

わたしはまだ17歳だった。ノース先生の役割はわたしに文章の書き方を教えることだった。わたしは大人になったら詩人か作家になりたいと思っていた。ただ自分の技術を磨くことができれば、誰かに気にかけてもらっているのを感じることができれば、それでよかったのだ。

……

11月20日の日記を読むと、はっきりとわかる。自分の身に起こったことについてわたしが考えていたことは、何から何まで間違っていたのだ。わたしの身に起こったことも、ロリータ〔注、ウラジーミル・ナボコフの著作『ロリータ』の登場人物〕の身に起こったことも、愛とはなんの関係もなかった。ましてや真実の愛などではない。もうわかっていたことではあったが、罫線入りのノートに並んだ

自分の手書きの文字で読むと、新たな痛みが湧きあがってきた。その日記を書いたときのわたしはパワフルでセクシーな大人ではなく、操られ、食いものにされる子どもだった。捕食者の餌食だったのだ。」

(アリソン・ウッド〔服部理佳訳〕『わたしが先生の「ロリータ」だったころ——愛に見せかけた支配について』(左右社、2022年) 315-318頁)

—

札幌市の公立中学校の教員が、約27年から28年前、勤務校の生徒との間で、在学中から卒業後に性的関係をもった。このことを理由に、札幌市教育委員会は、令和3年、この教員に対し、懲戒免職処分を下した。ここには、法と時間の観点からは、重要な問題が潜んでいると考えられる。

というのも、公務員、とくに教育公務員のわいせつ行為に対しては、昨今、厳しい目が向けられているが(詳しくは後述する)、これは今に始まったことではなく、時とともに、次第に厳正化が求められるようになってきたという経緯がある。このことは、反面で、かつては、そうではなかったということでもある。論点を端的に示すならば、20年以上も前に、厳格な対応がそれほど徹底されていなかった時になされた行為を理由に、この行為に対する社会的・法的な評価が大きく変わった現在において、重大な不利益を課すことは法的に許されるのであろうか。これが、本稿の中心的な考察対象である。なお、懲戒免職処分を受けた元教員はこれを争う意向のようであるが、本稿執筆時点では、いまだ訴訟提起には至っておらず、本稿は判例研究を行うものではない。法と時間に関する研究の一環として、この観点から重要な論点が浮かび上がることを明確化するとともに、あくまでこの観点から懲戒免職処分の当否を検討することが、本稿の目的である。

冒頭で述べた事案をみると、類似の重要事例として、最判平成19・12・13(判タ1261号133頁・判時1995号157頁)が思い浮かぶのではないだろうか。公務員が採用後に懲役刑の有罪判決(執行猶予付き)を受けたものの当時は誰にも知られず、それから約27年後に発覚したところ、国家公務員法76条に基づき、有罪判決が確定した日において失職したとの通知がなされたという事案において、最高裁は、この者を失職させたことは「信義則に反し権利の濫用に当たるもの」ということはできない」と述べ、これを適法と判断した。

この事例では、①欠格事由に該当したことから失職とされた点、②この場合の失職は法律に基づき自動的に失職とされるものであって人事権者に判断の余地がない点、③約27年前と失職通知がなされた時とで法令は同じであり、有罪判決の確定当時に発覚していれば失職とされることは明らかであった点¹⁾に特徴がある。これに対して、冒頭の札幌市の事案では、①'懲戒処分である点、②'懲戒処分には効果裁量が認められる点、③'公務員のある行為が懲戒処分手由に該当するかどうかの判断や、該当する場合に厳しい処分とするかどうかは、時とともに変わりうる点に特徴がある。③'に関して付言すれば、自動車の飲酒運転の厳罰化とともに、ある時期から、公務員が酒酔い運転ではなく酒気帯び運転を行った場合であっても、事故の有無等の個別事情を問わずに懲戒免職にする運用が各自治体でなされるようになったが、事案によっては比例原則に反しており違法であるとの司法判断が下されたことから、おそらく現在では、酒気帯び運転については無事故であれば必ずしも懲戒免職にはしないというように運用が再び変わったのではないと思われる。

性的な関係・行為についても、時とともに、社会的な評価、およびそれを踏まえた法的な評価に、かなりの変遷があるように感じられる。特に、昨今では、性的な関係・行為により一方当事者が受ける被害の実態をより適切に踏まえるべきことが、遅ればせながらではあるものの、立法においても司法においても

1) もっとも、国家公務員法76条、地方公務員法28条4項に基づく自動失職を一律に適用することについては、批判もある。参照、阿部泰隆「執行猶予付き禁固刑による公務員の失職の適用違憲性」判例タイムズ955号(1998年)55頁以下。

重視されるようになってきている。例えば、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)が制定され、「教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであること」(1条)を踏まえた各種の措置(特に、わいせつ行為によって懲戒免職を受けたことで教員免許状が失効した者による免許状の再取得に関する取扱い)がとられるに至っている。

二

令和3年1月28日付けで、札幌市立の中学校教諭(50代、男性)(以下、「A」とする)に対し、懲戒免職処分が下された。その理由は、処分時から遡ること約27年から28年前になされた非違行為であった。すなわち、札幌市ウェブサイト「学校職員に対する懲戒処分のお知らせ」の掲載(ただし、この事案は掲載期間を過ぎたため現在は掲載されていない)によると、処分理由は、「生徒に対するわいせつ行為」であり、その概要は、「平成5年から平成6年にかけて、被害者1名(女性、平成5年3月当時は中学生)に対して、自宅においてキスをしたほか、学校内で胸を触ったり、車の中で上半身の服を脱がせるなどのわいせつ行為を行った」というものである。

この概要には、教諭Aは「わいせつ行為」を行ったと認定されている。だが、この事案の事実関係をみると、単純なわいせつ事案とは言い切れない難しさがある。

教諭Aが上記行為を行った相手は、平成5年3月まで札幌市立中学校の生徒(以下、「B」とする)であった。生徒Bは、中学校在籍中にAの指導を受けていたところ、卒業式の前日、BはAに誘われて美術展に行った後、Aのアパートへ行き、そこでAに告白をされ、キスをした。Bの卒業後から高校入学前の時期には、中学校の準備室にて、AはBにキスをしたり身体を触るなどした。Bが高校生になってからは、Aは、自身の自家用車で2人で出かけ、車内でB

とキスをしたり、Bの上半身の服を脱がせるなどした。また、遅くとも平成9年（Bは大学生になっていた）には、AとBは性交渉をともなう関係になっていた。当時のBとしては、Aとの関係は恋愛感情に基づくものであると思っており、友人にはAと付き合っていると伝えていた。AとBの関係は、平成9年7月頃（Bが20歳になる2から3か月前）に解消された。別れを告げたのは教諭Aであった。

この後、紆余曲折をたどっているが、重要と思われる出来事のみを記すと、生徒Bは、平成27年5月、児童買春の裁判を傍聴したことを契機に、教諭Aとの関係は恋愛などではなく性暴力であって、自分は性犯罪の被害者であると思うようになり、加害者であるAが適切に処分されなければ自分が生きている理由がないとまで考えるようになった²⁾。そして、平成28年2月、Bは、札幌市教育委員会に対してAの行為について告発をしたが、この時点ではAに対して懲戒処分はなされなかった。平成31年には、Bは、Aおよび札幌市に対し、損害賠償を求める訴訟を提起したところ、請求自体は除斥期間の経過により棄却となったものの、控訴審判決において性的行為のあった事実が認定された（東京地判令和1・8・23D1-Law判例ID：28290733、東京高判令和2・12・15D1-Law判例ID：28290735）。この判決を受けたBの申入や、これを伝える報道³⁾などが加わり、札幌市教育委員会は、上述のとおり懲戒免職処分に踏み切ったのであった。確かに、現在、札幌市教育委員会の「学校職員の懲戒処分に関する指針」では、教員がわいせつ行為を行った場合には原則として免職にすると定められている。

2) この点に関連して、次の指摘がある（松本克美「児童の性的虐待に対する損害賠償請求権の消滅時効の起算点」『続・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（日本評論社、2012年）259頁以下〔267頁〕。「児童虐待やDVなど継続的な虐待によって生ずる複雑性PTSDの被害の回復にとって、加害者を相手取っての訴訟を通じて、自らが悪いのではなく、悪いのは加害者であること、自分が決して支配されたままではないのだということをはっきりとすることを明らかにすることの意味が注目されてもいる」。

3) 控訴審判決を伝える北海道新聞2020年12月16日付け朝刊27面「教諭からの性被害でPTSD」、読売新聞2020年12月16日付け朝刊2面「中高での性被害2審が事実認定」、また、札幌市教委への申入を伝える北海道新聞2021年1月7日付け朝刊26面「教諭の懲戒免職要求」など。

経緯を整理すると、以下ようになる。懲戒免職となった教諭Aは、生徒Bの卒業式前日や卒業後から高校入学前という時期に、キスをしたり身体を触るなどした。Bの卒業後には、性的関係をもつようにもなった。当時のBは、これらは恋愛感情に基づくものであると思っていた（あるいは、そう思わされていたと言えるかもしれない）。しかし後に、Bは、Aとの関係は恋愛感情に基づくものではなく、実態はBを性的欲望のはげ口にするものであったと考えるようになった。そして、Bからの申出と司法判断により事案を把握した札幌市教育委員会は、懲戒処分の指針にしたがい、Aを懲戒免職としたのであった。

この事案がきわめて異例であるのは、約27年前の行為を理由にして懲戒免職処分がなされたことである。ここには、いくつか検討すべき法的問題がある。

第一に、札幌市教育委員会はこの事案での懲戒処分の根拠条文を示していないが、後述する同種事案を参考にすると、信用失墜行為の禁止（地公法33条）の違反という点での法令違反（29条1項1号）、および、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（同3号）を理由とするものであると思われる。この場合、ある行為が信用を失墜したかどうか、全体の奉仕者にふさわしくない行為かどうかの判断の基準は、行為当時なのか、処分時なのかという問題が生じる（七で検討する）。

第二に、公務員の懲戒処分には、法令上、期間制限が課されていないところ、約27年という長期間が経過した後であってもなお、処分をすることは許されるのであろうか（三、九で検討する）。

そして第三に、公務員に対する懲戒処分は、処分内容の選択について裁量が認められるところ、その逸脱濫用があったか否かが争われる場合、判例の定式では、事実誤認の有無に加えて、「社会通念上著しく妥当を欠〔く〕」かどうか審査される（最判昭和52・12・20民集31巻7号1101頁〔神戸税関事件〕）。教員が未成年（特に生徒）に対し、性行為の強要はもとより、一方的あるいは強制的にキスをするとか、身体を触る、服を脱がせるなどの行為を行ったとすれば、懲戒免職処分が下されることは当然であり、この点に異論はないであろう。ただし、これを当然といえるのは、現在の「懲戒処分の指針」、あるいは現在の

社会通念に依拠してのことである。後に示すとおり、問題とされた行為の内容によっては、かつては、必ずしもそうではなかった。こうした場合に、過去の案件を現在の基準によって法的に評価することは許されるのであろうか（五、六、八で検討する）。

三

もちろん、性被害を訴えることが容易ではなく、長期間の経過後に初めて可能になることがあるという事情は無視できない。この事情は、刑事訴訟法の改正にも反映されている。強制わいせつ罪等の性犯罪については、平成12年法律第74号による刑事訴訟法の改正によって告訴期間の制限が撤廃され、平成29年法律第72号による刑法の改正によって非親告罪化がなされている。また、昨今では、性被害の被害者が様々な事情から抗議・抵抗をせず、被害の申告もためらうことを、加害者側に有利に考慮すべきでないことが最高裁によって明確にされるに至っている（ともにセクハラ行為を理由とする懲戒処分的事例である、最判平成27・2・26判タ1413号88頁・判時2253号107頁〔L館事件〕⁴⁾、最判平成30・11・6判タ1459号25頁・判時2413・2414号22頁〔加古川市事件〕⁵⁾）。

教員のわいせつ事案についても、例えば、高校2年の女子生徒が担任教員から性行為を強要され、卒業から8年後の平成17年（2005年）、教育委員会に告発をしたことで、この教員が懲戒免職になったという場合がある⁶⁾。また、報

4) 「職場におけるセクハラ行為については、被害者が内心でこれに著しい不快感や嫌悪感等を抱きながらも、職場の人間関係の悪化等を懸念して、加害者に対する抗議や抵抗ないし会社に対する被害の申告を差し控えたりちゅうちょしたりすることが少なくないと考えられる」。

5) 「被上告人と本件従業員はコンビニエンスストアの客と店員の関係にすぎないから、本件従業員が終始笑顔で行動し、被上告人による身体的接触に抵抗を示さなかったとしても、それは、客との間のトラブルを避けるためのものであったとみる余地があり、身体的接触についての同意があったとして、これを被上告人に有利に評価することは相当でない」。

6) 参照、池谷孝司『スクールセクハラ——なぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるのか』（幻冬舎、2014年）第1章。

道によると、公立高校の教諭が平成17年に生徒に対してわいせつな行為を行い、後に当時生徒であった女性から告発がなされたことで、15年後の令和2年（2020年）に懲戒免職処分が下されたという場合もある⁷⁾。性被害の特質を考えると、行為当時に発覚していれば懲戒免職になり得たにもかかわらず、発覚が遅れたために処分を免れたり、処分が軽減されるというのは、時効制度が明文化されているのでない限りは、容易には認め難いであろう。

したがって、札幌市の事案を考えるにあたっては、公訴時効のような取扱いを公務員の懲戒処分に認めるべきかどうか、すなわち、時の経過により懲戒免職を免れさせてよいか問題なのではない。性被害の特質を考えるならば、この点をここで問題とすることは妥当ではない⁸⁾。

もっとも、行為当時に発覚していれば懲戒免職になり得たかどうかについては、このこと自体が検証すべき論点である。後述のとおり、平成初期や昭和においてもわいせつ事案での学校教員の懲戒免職の実績はあるものの、事案の詳細は定かでない。果たして、性犯罪に該当することが明らかな行為でなくても、学校教員が生徒と性的関係になることが許されないという規範が当時、存在しており、周知のものとなっていたのであろうか（なお、13歳未満の者に対するわいせつ行為や性行為は刑法犯に当たることから、小学生の児童との性的関係については本稿の考察対象からは除く）。

これは、一見すると無意味な疑問のように思われるかもしれないが、教員が

7) 神戸新聞NEXT2020年12月22日付け「15年前に女子生徒と交際、わいせつ行為50代の高校教諭を懲戒免職」。

8) ただし、ここで取り上げるべき論点ではないものの、一般論としていえば、公務員の懲戒処分に期間制限を設けることはあり得る。例えばフランス法では、行政当局が懲戒に値しうる事実を知った日から3年を経過した後は懲戒手続を開始することができない、とされている（公務員一般法典〔Code général de la fonction publique〕L.532-2条）。事実のあった日からではなく、事実を知った日を基準とする期間制限である。なお、この規定は、2016年4月20日の法律による改正によって追加されたものである。同法については、参照、奥忠憲「立法紹介」日仏法学29号（2017年）148頁以下。2016年の法律を1つの素材としつつ、行政法における時効制度を検討するものとして、参照、Anne-Laure GIRARD, « La temporalité de l'imprescriptibilité en droit administratif » *Revue de droit public*, 2018 (<https://hal.archives-ouvertes.fr/hal-03120857/>).

生徒と親密な関係になることについての基本的な考え方は、具体的な事案を評価するにあたって決定的な影響を及ぼすことがあるだけに、重要な論点であるはずである。ここで一例を挙げると、次のような事例は、昨今であればこそ懲戒免職になり得たと言いうる場合であり、昨今であればこそこれを適法と判断し得た場合であろう。10年前、あるいは20年前であれば、同種の事案が発覚しても必ずしも懲戒免職にはならなかったのではないだろうか。事案は、公立中学校の教諭が採用前にアルバイトをしていた学習塾の女子生徒（当時15歳の中学3年生、交際翌月には中学校を卒業して高校生になった）と当時交際を始め、キスなどをしたが、この女子生徒の保護者からの訴えを受けて懲戒免職になったというものである。

この懲戒免職を適法とした東京高判平成30・9・20（判時2413・2414号30頁）は、その理由として以下を挙げている。すなわち、①15歳の女子生徒は「必ずしも十分な判断能力を有しているとはいえない」、②保護者に了解を求めることをしていない、③この①②の事情のために「将来を見据えて真剣に交際していたなどと軽々に評価できるものではない」、④塾の生徒であっても勤務校の生徒に準じるとみるべきところ、そうした生徒と交際をしていた事実は、「本件中学校の生徒に疑念や不安を呼び起こしたことは容易に想像できるし、毎日長時間にわたって学校教員に生徒を預ける立場にある本件中学校や他の学校の保護者らはもとより、地域社会に対しても公教育に対する大きな不安や不信を与えたというべきであ〔る〕」。

もっとも、原審のさいたま地判平成29・11・24（判時2373号29頁）では、より事案の実態に着目した審査がなされ、懲戒免職は違法であると判断されていた。その理由として、原審は、懲戒処分事由である「わいせつな行為」には該当するものの、「原告が自らの性的欲求を満たすために本件非違行為に及んだとは認められない」ことや、「本件女子生徒がこれにより健全な育成を妨げられるような心身の傷を負ったとは認められず、また、本件における具体的事実関係を前提とすると本件非違行為が、公立学校における教育全般や、教育に携わる公務員に対する信頼を大きく損なうものとは認められない」ことを挙げて

いた。

上記の高裁判決はかなり割り切った、事案の実態には左右されにくい定型的な評価を下していると言える⁹⁾。それは、生徒に対する影響の評価と、社会に対する影響の評価の両方でみられる。後者については、学校教員の場合、公教育を担うという職責や、それに基づき要求される高度の職業倫理、また、日々生徒と接することから生徒やその保護者、その他の学校関係者に大きな影響を与えてしまうことが考慮されているのだと思われる。

四

前述三では、学校教員が生徒と性的関係になることが許されないという規範が当時、存在しており、周知のものとなっていたのかと問うた。なぜ許されないのかについては、亀井明子編著『知っていますか？ スクール・セクシャル・ハラスメント 一問一答』（解放出版社、2004年）の「問8 先生と子どもの恋愛はだめなの？」（31-34頁）が、次のとおり簡潔で適切な説明をしている。

「児童・生徒つまり子どもの側が先生に対して恋愛感情を抱くことがあったとしても、それはおかしいことではありません。問題なのは、こういう子ども

9) 判例時報の匿名解説では、1審判決については、「XとA〔女子生徒〕の交際の性質・内容、わいせつ行為の程度等の具体的な事情を踏まえ、本件非違行為の動機や態様等を評価して結論を導いており」と述べられているが（判時2373号30頁）、控訴審判決については、「第1審判決が、本件処分の量定が社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の逸脱、濫用に当たると認定した点については、説得力ある根拠が示されているようには見受けられない。本件は、マスコミ等では『キスで免職?』などといった形で報道されたようであるが、判決上の認定事実によれば、そのような単純なものとはいえない事案である」と述べられている（判時2413・2414号31頁）。確かに、原告の教諭は女子生徒に自宅アパートの合鍵を渡して自由に出入りさせ、宿泊もしていた等の事実が、1審でも控訴審でも認定されている。ただ、これらの事実が女子生徒や社会に及ぼす影響について、1審判決は事案に即した評価をしているように思われる一方で、控訴審判決の判決理由（本文上述の①から③）からは、未成年が保護者の了承を得ることなく成人と交際することは基本的に望ましくないという考えが背後にあり、これに依拠した定型的な評価がなされたように見受けられる。

の側の感情に対するおとなである教員の対応です。スクール・セクハラにおいて『恋愛の抗弁』、たとえば生徒が教員にキスをされたことを『セクハラだ』と主張しても、それは恋愛関係にある者同士の間でのことだから先生には何も責任はないとされてしまうことは認められるものでしょうか。

次の頁の新聞記事〔北海道新聞2003年9月19日の記事〕にある北海道のケースは、『あれは恋愛関係であり、合意であった』と責任回避をした例です¹⁰⁾。そのような言い逃れをするのではなく、児童・生徒という子どもの成長・発達に対して教員であるおとなとしての責任を自覚する必要があります¹¹⁾。まして教員が子どもに対して積極的に恋愛に巻き込むことの責任は重大であり、決して許されることではありません。

このような場合の恋愛関係の当事者をもう一度確認しておきましょう。一方は児童・生徒であり、子どもです。それに対してもう一方は先生であり、おとなです。問2で述べたように圧倒的な力の差が二人の関係に与える影響を無視することはできません。

二人の関係の展開・終了に、どこまで子どもの自由な意思が保障されるでしょうか。『これをいやだと言ったら、先生に悪いのではないか』『先生に勉強や部活の面倒を見てもらえなくなるのではないだろうか』とか『内申書（調査報告

10) 教科担任をしている中学生の女子生徒に、自宅やドライブ帰りの車内でキスをしたとして懲戒免職とされた男性教諭が道人事業委員会に対して審査請求をしたところ、強制わいせつやセクハラとは認定できないとして、免職処分を取り消し、停職6か月を相当とする裁決が下された事例を指している。

11) このことを厳密に表現するならば、後述七で取り上げる仙台高判平成28・11・30が述べるようになるであろう。「地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することが要求され（憲法15条2項、地方公務員法30条）、また、その職の信用を傷つけ、又は地方公務員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない義務がある（地方公務員法33条）など、その地位の特殊性や職務の公共性がある。とりわけ、公務員の中でも、教育に携わる教育公務員は、単に教科教育を行うのみならず、わが国の将来を担う児童・生徒の心身の健全な育成を図るべく、同人らに社会一般のルールやモラルを教え導く立場にあるから、公務員の中でも高度の倫理性が期待され、要求されており、教職に対する生徒、保護者、社会一般の信用を傷つけ、公教育全体への信頼を損なう行為は許されないことは言うまでもないことである」。

書)に響くのではないか』などという不安や心配が子どもの心のなかにあったとしたら、そのときの子どもの判断はけっして自由な意思にもとづくものとはいえません。そのようななかで展開していく性的な関係は、子どもに対するおとなの力の乱用です。また、先生によくしてもらえるのではないかというような期待を子どもに抱かせたうえで関係をもとうとしているとしたら、それは地位を利用したセクシャル・ハラスメントにあたります。

そればかりではありません。教員は、すべての児童・生徒に対し公平に接することが求められているはずです。そのうちの一人を恋愛関係に巻き込んだとしたら、このことが十分に守られず、その結果として周囲の児童・生徒に対する環境型セクシャル・ハラスメントになる可能性が十分にあります。

児童・生徒が一定の教員に対して特別な接触を求めてくるような場合、おとなである教員は、その子どもの成長・発達を支える観点からどう対応するかが求められます。それはけっして、キスやセックスも含む性的な領域での接触ではありません。『あれは恋愛関係にあったのことだったから』と責任逃れをするのではなく、子どもの成長・発達に対するおとなとしての責任にもとづく行動が求められていることに気づくべきなのです。

五

札幌市の事案では、教諭Aは、生徒Bの在学中に性的な行為を行ったが、これは周囲に知られておらず当時は信用失墜となるような影響はなかったようであるし、Bの卒業後に性的関係をもつに至っていることを含めて、Bが未成年である間に本人や保護者からの訴えはなかった(Bの保護者はAとの関係を知っていたようである)。こうした場合に、Aの行為が懲戒処分の対象になるわいせつ行為に該当するか否かは微妙である。後に、BがAとの関係の意味を再認識し、これが性被害であったと考えるようになり、そして、Bの告発を受けた札幌市教育委員会もそのような事実があったと認定したことで、約27年後になって、これが懲戒処分の対象になる行為であると評価されるに至ったのである。

ここでは、生徒Bと、札幌市教育委員会とで、2重の意味で、長期間をまたいだ評価がなされている。

第一に、教諭Aと生徒Bの過去の関係が、長期間を経た後のBの受け止め方によって現在において評価されている。ただし、この点は特異なことではない。例えば不法行為の場合には、行為当時は不法行為であることの意味を理解していなかったり、あるいは損害が直ちには発生していなかったが、後に損害賠償を請求することは当然あり得る。

第二に、札幌市教育委員会は、性犯罪の構成要件に該当するかや不法行為の要件に該当するかといった法的評価ではなく、懲戒処分事由(主に信用失墜行為)との関係での、公務員として不適切な行為であったかどうかの評価をしたものと思われるが、その際には、現在において懲戒処分をすべきかが検討されたはずである。この評価・検討にあたっては、学校教員(教育公務員)の職業倫理についての考え方や、学校教育・学校教員に対する世間一般の考え方が影響せざるを得ない。それは、社会通念と言いうるもの、しかも処分時現在のものである。公務員法のコンメンタールにおいては、具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するかは「健全な社会通念」に基づいて判断することになると解説されている¹²⁾。

社会通念に着目するのには、別の理由もある。性に関しては、とりわけ、社会通念が深く関わると思われるからである。有名なチャタレイ事件では、ある著作が刑法175条のわいせつ文書に該当するかどうかを裁判所が判断する場合の規準は、「一般社会において行われている良識すなわち社会通念である」とされたところである(最大判昭和32・3・13刑集11巻3号997頁)。他にも、福岡県青少年保護育成条例事件では、処罰対象である「淫行」の定義にあたって、「社会通念上非難を受けるべき性質のもの」かどうかを基準とする解釈¹³⁾が示

12) 鹿兒島重治『逐条地方公務員法〔初版〕』(学陽書房, 1980年)501頁, 森園幸男・吉田耕三・尾西雅博『逐条国家公務員法〔全訂版〕』(学陽書房, 2015年)872頁。

13) 「広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させる

されている（最大判昭和60・10・23刑集39巻6号413頁）。強制わいせつ罪の成立のために行為者の性的意図は必ずしも必要ではないとする判例変更がなされた際には、「元来、性的な被害に係る犯罪規定あるいはその解釈には、社会の受け止め方を踏まえなければ、処罰対象を適切に決することができないという特質があると考えられる」との判示がなされている（最大判平成29・11・29刑集71巻9号467頁）。

行政裁量との関係では、社会通念上著しく妥当を欠くかどうかという判例の定式は、審査手法としての意味は殆どなく、結論を示す表現に過ぎないものである。行政裁量のコントロールのために、社会通念の実態を分析する学説は見られないし、通常は、意味があるとも思われない。ただ、公務員の懲戒処分 of 適法性に関しては、実態としての社会通念が一定の影響を及ぼしている場合がありそうである。例えば、警察官が不貞行為を理由として昭和25年（1950年）に懲戒免職にされた事案において、原審では「軽微な事案」に対する懲戒免職は重すぎるため違法であると解されたのに対して、最高裁では、懲戒免職が「社会観念上著しく妥当を欠くものと断ずることもできない」とされた。これは、まさに、「両裁判所の理解する社会観念の差異のよってきたすところとも云え〔る〕」¹⁴⁾ 事例であろう。

性犯罪に限らず、性的な関係・行為に対する評価は、社会通念と深く関わっており、しかも、これは時とともに変わることがある。公務員の信用失墜行為を判断するにあたっての基準である社会通念も、同様に、「それぞれの時代の価値観や倫理観によって変動する余地があるので、それぞれの事案のそのときの状況に応じて個別に判断する必要がある〔る〕」¹⁵⁾。ただ、ある時代の社会通念が何であるのか、それが変化したのか否かは、捉えどころがない。学校教員と生徒との性的関係について、現在ではこれを基本的には許さないとする考え方

ための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似制をいう」。

14) 杉村敏正「判批」民商法雑誌36巻5号（1958年）60頁以下（64頁）。

15) 森園ほか・前掲注（12）『逐条国家公務員法〔全訂版〕』872-873頁。

がとられているが、20年以上前はどのように考えられていたのかを、どのように検証したらよいのであろうか。この点については、強制わいせつ罪の事件で判例変更を行った上記の平成29年最判の調査官解説¹⁶⁾が一つの立場を示しており、ここで参考にすることができる。すなわち、調査官解説は、性犯罪や性被害に対する社会の受け止め方が変化したことを根拠づけるにあたり、①保護法益の学説上の理解の変化、②児童に対する被害の実情とその理解の変化、③性的な被害に係る犯罪とその被害の実態に対する理解の変化（つまり、性被害の実態への理解の深化）、④性的な被害に係る犯罪規定の改正を取り上げて、それぞれ検討したのである¹⁷⁾。

これを参考にして、以下では、学校教員のわいせつ行為に対する社会的および法的な評価の変化を示しているであろう資料として、公務員の懲戒処分¹⁸⁾の推移を整理する。次いで、立法や自治体による懲戒処分の運用方針の変化を整理する。これは、それ自体が社会の受け止め方の変化を示すとともに、児童生徒の性被害の実態に対する理解の変化を映しだすものでもあると考えられる。

六

まず、公務員の懲戒処分の推移を整理することで、学校教員のわいせつ行為

16) 向井香津子「最判解」平成29年度最高裁判所判例解説刑事篇162頁以下(186-187頁)。

17) 関連して、名古屋地判令和2・6・4判例自治467号40頁は、犯罪被害者の同性パートナーからの犯罪被害者等給付金の請求を棄却した事例であるが、同性パートナーが「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に該当し得るか否かは、「社会通念により決するのが合理的である」という観点から、①地方公共団体による同性パートナーシップに関する公的認証制度の創設等、②地方公共団体が同性間の共同生活関係に対する差別の解消に向けて講じている措置、③民間企業における同性間の共同生活関係に対する対応の変化、④各種団体による提言等、⑤同性婚に向けた立法の動き、⑥国民の意識に関するアンケート調査の結果、⑦海外の情勢等について事実認定をした上で、「本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず〔ない〕」と結論づけた。

に対する社会的および法的な評価の変化を確認する。

【図1】¹⁸⁾は、わいせつ行為等を理由に懲戒処分や懲戒免職・諭旨免職の処分を受けた教育公務員の人数を年毎にまとめたものである。わいせつ事案全体の中で、児童・生徒との性的な関係・行為を理由とするものは通例、重大な案件であって免職とされることが多いと考えられることから、懲戒処分数だけでなく、懲戒免職・諭旨免職の人数を併記した。この図をみると、平成11年(1999年)を境に、懲戒処分および懲戒免職・諭旨免職の人数が大きく増えている。また、平成14年(2002年)以降、わいせつ行為等を理由とする懲戒免職・諭旨免職の人数はほぼ毎年100名を超える状況が続いている。わいせつ行為を行う教員が増えたことも考えられるが、いずれにしても、【図1】が示す平成11年と平成14年以降の状況は、教員のわいせつ行為を許さないとする考え方の変化を示していると見るべきであろう。

18) 【図1】は、文部科学省が調査し、結果を公表している、「公立学校教職員の人事行政状況調査について」(令和2年度から平成23年度)、「公立学校教職員の人事行政の状況調査について」(平成22年度)、「教育職員に係る懲戒処分等の状況について」(平成21年度から平成6年度)、「教職員に係る懲戒処分等の状況について」(平成5年度から平成元年度)を本稿筆者がまとめたものである。平成19年度分までは文部科学省のウェブサイトで公表されており、それ以前の方は『教育委員会月報』に掲載されている。【図1】では、平成元年度から平成23年度までは、懲戒免職の数値の中に諭旨免職を含めた(平成24年度以降の調査結果からは諭旨免職の集計がなくなっている)。なお、平成24年度から平成30年度の間の調査結果には、わいせつ行為等が児童生徒等に対してなされたものか否かが記されていないが、前後の複数年の調査結果では概ね80%が児童生徒等に対するものであったことから、この間のわいせつ行為等を理由とする懲戒免職数の80%が児童生徒等に対するものであると推計した。

調査対象である「わいせつ行為等」は、平成17年度の調査以降、同じ定義が明示されている(それ以前は定義が明示されていない)。すなわち、「わいせつ行為等」とは、「わいせつ行為及びセクシャル・ハラスメント」であり、「わいせつ行為」とは、「強姦〔強制的性交等〕、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為および13歳未満の者へのわいせつ行為。)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等」である。ただし、令和2年度からは、「わいせつ行為等」から「性犯罪・性暴力等」に表現が変わり、「性犯罪・性暴力」の定義は、従来の「わいせつ行為」に児童買春・児童ポルノ処罰法5条から8条までに当たる行為が加えられた。

【図1】教育公務員のわいせつ事案



なお、しばしば指摘されることであるが¹⁹⁾、学校教員による重大なわいせつ事案の一つとして、平成2年(1990年)3月、広島県の男性の小学校教員が、小学6年生の女子児童にわいせつ行為を繰り返した上に、発覚を恐れて女兒を殺害するという事件が起きた²⁰⁾。しかし、【図1】をみると、平成2年度から平成3年度には目立った変化は生じておらず、この事件だけでは社会的な評価を変えることにはならなかった。平成初期まで、わいせつ事案で学校教員が懲戒免職となった例は少数にとどまっていたのである。ただし、どのような場合に懲戒免職とされていたのかはもはや検証が難しいが、著しく悪質な事案に限られていたわけではなさそうである。あくまで一例であるが、昭和56年(1981年)には小学校教諭が担任の女子児童に対してわいせつ行為を繰り返したことにより、懲戒免職になっている²¹⁾。裁判例には、昭和56年当時、公立高校の教諭が在学中の女子生徒と公然と交際をし、周囲はこれを知り、噂にもなり、卒業後には女子生徒と肉体関係をもつにまで至ったことから懲戒免職になったという場合において、これを適法とした事例がある(大阪地判平成2・8・10判タ795号162頁²²⁾)。

19) 池谷・前掲注(6)『スクールセクハラ』5頁。

20) 参照、読売新聞1990年3月27日付け朝刊「広島の子殺し」。なお、この教員には懲役13年の有罪判決が下された。また、女兒の遺族が広島県に対して提起した国家賠償請求訴訟では、この教員の行為は職務行為に属するものであると解され、請求が認容された(広島地判平成5・3・19判タ824号132頁・判時1480号129頁)。

21) 参照、読売新聞昭和56年11月30日付け夕刊14面「わいせつ先生は懲戒免職処分」。

22) 「原告は妻子ある高校教師でありながら教え子であった女子生徒とその在学中から親密な交際を始め、卒業後間もなく肉体関係をもつに至り、A高校の生徒、保護者及び地域住民に動揺を与えたのである。そうすると、原告は社会生活上の倫理はもとより教員に要求される高度の倫理に反し、教員に対する社会の期待と信頼を著しく裏切ったものであり、A高校の生徒をはじめ保護者及び地域住民に与えた不信感容易に払拭しがたいといわざるをえない」。「前記認定の懲戒事由に該当する原告の行為の性質、態様、影響、右行為の前後における原告の態度などを考慮すると、被告が、所管に属する大阪府下の府立高等学校の教諭の任免等を管理執行する立場においてなした本件処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したものと認めることはできない」。

【図2】²³⁾は、一般職のすべての地方公務員の懲戒免職の人数、および、教育公務員の懲戒免職の人数を、年毎にまとめたものである。この図をみると、平成11年と平成14年ともに、教育公務員の懲戒免職の人数の伸びは、わいせつ行為等を理由とする教育公務員の懲戒免職（図2では論旨免職を含めていない）の伸びよりも大きく、また、一般職のすべての地方公務員の懲戒免職の人数の伸びは、教育公務員の懲戒免職の伸びよりも大きい。したがって、平成11年と平成14年ともに、わいせつ行為等を理由とする教育公務員の懲戒免職だけが増大したわけではなく、地方公務員の懲戒免職の人数が全体的に増えたと言える²⁴⁾。地方公務員全体の処分数でみると、平成8年（1996年）頃から増加傾向にあり、これは国家公務員についても同様であるところ²⁵⁾、この動向は、90年代後半から国家公務員の汚職事件が相次ぎ、公務員倫理が意識されるようになったことが関係していると思われる。このようにして、公務員に対する服務規律が、わいせつ行為等に限らず、全体的に厳正化されてきたのである。

なお、地方公務員の総数は平成6年をピークに減少傾向にあるため、公務員数が増えたことで懲戒免職の人数も増えたというわけではない。

次に、立法や自治体による懲戒処分運用方針の変化を整理する。

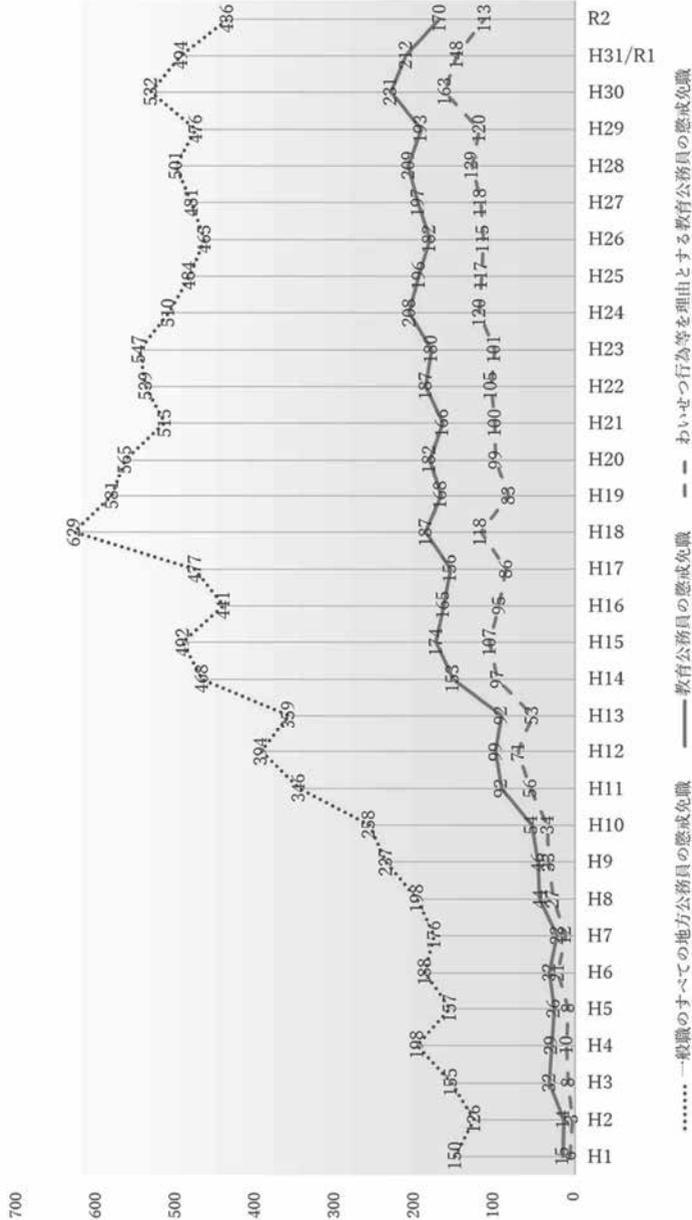
立法としては、平成11年（1999年）に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が制定され、平成12年（2000年）に、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された。また、男女

23) 【図2】は、総務省が平成20年度分までをウェブサイトで公表している「地方公務員の懲戒処分等の状況」と、それ以前の年度分は『地方公務員月報』に掲載された「地方公務員の分限処分者数、懲戒処分者数及び刑事処分者数等に関する調」の概要を、本稿筆者がまとめたものである。

24) もっとも、この点の指摘は、学校教員のわいせつ事案を矮小化しようとするものなどではない。ある研究によると、2000年度から2015年度までの16年間の学校教員による「わいせつ行為」の発生率は、全国の23歳以上60歳以下人口と比べて、すべての年度で上回ることが示されている。森脇正博・榎原禎宏「教員の『わいせつ行為』に関する統計的再分析——学校種間の発生率の検討」京都教育大学紀要132号（2018年）77頁以下。

25) この頃の国家公務員の懲戒処分数の推移については、人事院の平成13年度年次報告書の中にある「懲戒処分の状況」の図を参照。〈https://www.jinji.go.jp/hakusho/h13/jine200202_2_057.html〉

【図2】 地方公務員の懲戒免職の動向



雇用機会均等法が平成9年(1997年)の改正によりセクシャル・ハラスメントについて規定するようになったが、この改正法の施行は平成11年4月1日であった。この施行直後には、文部省が、各都道府県教育委員会に対し、公立学校でのセクシャル・ハラスメント防止対策を求める通知を出しており、ここでは、児童生徒へのセクハラ行為も対象とされていた²⁶⁾。【図1】との関連で、平成11年(1999年)を境に、懲戒処分および懲戒免職・諭旨免職の人数が増えていることを指摘したが、これらの立法の影響があったことが考えられる。

ただし、これ以前から、いわゆる青少年保護育成条例(実際の名称は様々)が各都道府県で制定されており、青少年に対する淫行やわいせつな行為が禁止されてきた。その趣旨は、最高裁判決(前掲・最大判昭和60・10・23)によると、「一般に青少年が、その心身の未成熟や発育程度の不均衡から、精神的に未だ十分に安定していないため、性行為等によって精神的な痛手を受け易く、また、その痛手からの回復が困難となりがちである等の事情にかんがみ、青少年の健全な育成を図るため、青少年を対象としてなされる性行為等のうち、その育成を阻害するおそれのあるものとして社会通念上非難を受けるべき性質のものを禁止することとしたもの」であるとされる。しかし、この条例には批判も多くあり、条例の制定当初から、この最高裁判決で述べられているような評価が社会的にどれほど共有されてきたのかは定かでない。

公務員の懲戒処分の運用に関しては、立法ではないが、「懲戒処分の指針」を通じて、その方針の変化を読み取ることができそうである。「懲戒処分の指針」は、代表的な非違行為ごとに標準的な処分量定を定めるものであり、法令のような効力はないが、一度作成・公表されると、基本的にはこれに従って処分内容を決めるべきであり、場合によっては個々の案件の具体的な事情を考慮してこれとは異なる内容の処分をすることも許されるという性質を有するものである。この指針は、まず国において、平成12年(2000年)3月31日に人事院により国家公務員を対象とするものが作成された。その背景には、当時、公務

26) 参照、読売新聞1999年4月14日付け朝刊「公立小中高校にセクハラ担当を 文部省が通知」。

員の不祥事や懲戒処分が増加したことが関係している²⁷⁾。

そして、指針は徐々に地方にも広まっていった。例えば、福岡県教育委員会(H14.2.14)、熊本市(H14.9)、神奈川県(H14.10.30)、東京都(H15.3.26)で、それぞれ懲戒処分の指針が作成されている²⁸⁾。文部科学省においては、平成16年(2004年)に初めて、懲戒処分の基準の作成および処分の公表は懲戒処分の厳正な運用や不祥事の抑止の効果が期待できるとして、各都道府県と指定都市の教育委員会を対象に、作成・公表の状況の調査が実施された²⁹⁾。これによると、平成16年4月1日の時点で、懲戒処分全般に関する基準を作成していたのは11教育委員会であった(東京都、神奈川県、静岡県、鳥取県、島根県、熊本県、沖縄県、川崎市、横浜市、神戸市、福岡市の教育委員会)。懲戒処分の一部に関する基準を作成していたのは35教育委員会であり、そのうち、わいせつ行為に関する基準を作成していたのは2教育委員会であった(岩手県、福岡県の教育委員会。これ以外の自治体の指針は交通事故のみを対象とし、ごく少数はこれに加えて体罰についても対象としていた)。その後、次第に増えていき、令和2年度の調査結果によると、現在ではすべての都道府県と指定都市の教育委員会において、教員のわいせつ行為に関する懲戒処分の指針が作成されている。

【図1】および【図2】をみると、どちらも、平成11年以降、懲戒処分の人数は大きく増加していつている。公務員の不祥事とこれに対する懲戒処分数が増えている中で、懲戒処分の指針が作成されたことで、服務規律の厳正化や懲

27) 国が平成12年に懲戒処分の指針を作成したのは、「当時、懲戒処分の件数が年々増加傾向にある中で、処分の厳正さに対して疑問を呈される事例がみられたことがあるほか、同年4月からの倫理法の施行に伴い倫理法違反について懲戒処分の標準例を示すに当たり、一般の非違行為についても同様に標準例を示すことが適切と考えられたためである」(森園ほか・前掲注(12)『逐条国家公務員法〔全訂版〕』716頁)。

28) 参照、福岡県教育庁教育企画部教職員課「懲戒処分の指針の策定について——福岡県における教職員の不祥事防止に向けて」地方公務員月報466号(2002年)28頁以下、熊本市総務局総務部人事課「熊本市の懲戒処分の指針並びに懲戒処分等の公表指針について」地方公務員月報483号(2003年)64頁以下、「協定・規程ファイル 東京都職員の懲戒処分の指針」労政時報3583号(2003年)28頁以下。

29) 参照、「懲戒処分の基準の作成及び懲戒処分の公表に関する取組状況について」教育委員会月報56巻4号(2004年)27頁以下。

戒処分の内容等の明確化がなされ、また判断の一貫性が保たれて、より一層、懲戒処分数・懲戒免職処分数が増えていったものと考えられる。

懲戒処分の指針の作成とともに、学校教員のわいせつ行為に対する懲戒処分の運用において極めて重要であったのが、平成13年(2001年)9月13日、文部科学省が、各都道府県教育委員会に対し、公立学校の教員が児童生徒に対してわいせつ行為をした場合には、原則として懲戒免職とするよう指導をしたことである³⁰⁾。その背景には、同年7月、兵庫県の公立中学校教諭がテレホンクラブで知り合った中学生の女子生徒に手錠をかけて自身の車に乗せて中国自動車道を移動中、女子生徒が脱出しようとして車から転落し、死亡するという重大事件が発生したことが挙げられる(教諭は同年9月、逮捕監禁致死罪の疑いで逮捕された)。この頃は、上述のとおり、すでに学校教員のわいせつ事案は増加傾向にあった。これに加えて、こうした重大事件が発生したことで、文部科学省が上記の対応を取り、これを受けて各地の教育委員会は運用方針を厳格化していったのである。例えば、福岡県教育委員会(H14.2)³¹⁾、北海道教育委員会(H14.4)³²⁾が挙げられる。もっとも、文部科学省の指導以前に、東京都教育委員会は平成13年1月から、横浜市教育委員会は平成11年12月から、すでに、教員が児童生徒に対してわいせつ行為をした場合には原則として懲戒免職にすることを方針としていたようである³³⁾。

【図1】との関連で、平成14年(2002年)以降、わいせつ行為等を理由とする懲戒免職・諭旨免職の人数はほぼ毎年100名を超える状況が続いていると指摘したが、ここには、文科省の上記対応の影響があったことは明らかであろう³⁴⁾。

30) 参照、読売新聞2001年9月14日付け朝刊「わいせつ教職員を原則懲戒免に 文科省が指示」。

31) 懲戒処分の指針を作成し、「児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員は、原則として免職とする」と定めた。参照、前掲注(28)。

32) 参照、北海道新聞2002年4月13日付け朝刊31面「女子中生にキス 教科担当教諭を懲戒免 道教委新基準」。ただし、道教委が懲戒処分の指針を初めて作成したのは平成17年12月16日である。

33) 参照、北海道新聞2002年6月24日付け朝刊10面「減らぬ わいせつ事件(2の2)」, 読売新聞2001年9月17日付け朝刊「増える教師のわいせつ行為」。

34) 参照、池谷・前掲注(6)『スクールセクハラ』6頁。

ところで、札幌市は、現在、教員のわいせつ事案に対しては最も厳しい対応で臨んでいる自治体の一つである。ここには、特別な事情がある。というのは、札幌市教育委員会は、平成24年7月18日に初めて「学校職員の懲戒処分に関する指針」を作成したが、この時点では、他の多くの指針と同様に、「児童生徒に対する非違行為」のうち、「ア 児童生徒に対するわいせつ行為をした職員は、免職とする。」、「イ わいせつ行為ではないが、児童生徒に対する職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。」と定めていた。これが、短期間で2回、改正されることになる。まず、平成28年・平成29年（2016年・2017年）に札幌市職員の不祥事が相次いだことで、平成30年1月24日に市長部局の懲戒処分の指針が一部改正され、横領、詐欺・恐喝、強制わいせつ、淫行、酒酔い運転の5事由について、従来は「免職又は停職」であったのを「原則として免職」とし、また、痴漢やその他のわいせつ行為等について、従来は最高が停職や減給であったのを免職も可能とした³⁵⁾。これに合わせる形で、同年1月30日、学校職員を対象とする指針も改正された³⁶⁾。そして次に、平成30年（2018年）に学校教員のわいせつ事案での懲戒免職が3件（児童ポルノ所持、わいせつ行為、盗撮）発生した³⁷⁾ ことを受けて、平成31年4月23日にも一部改正され、より厳格化がなされた。すなわち、児童生徒に対するか否かにかかわらず、「ア 次の表に掲げるわいせつ行為等により処罰された（未遂を含む。）職員は、免職とする。」、「イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。」としたのである（平成31年改正の詳細は末尾の資料を参照）。

35) 参照、札幌市広報資料「『懲戒処分の指針』の改正について」(平成30年1月25日)。

36) 参照、札幌市教育委員会「『学校職員の懲戒処分に関する指針』等の改正について」(札幌教第1382号、平成30年1月30日)。

37) 参照、北海道新聞2019年1月24日付け朝刊18面「教員の監督、指導強化を」。

七

さて、札幌市の事案で処分対象とされた行為が行われたのは平成5年から平成6年（1993年から1994年）であり、その延長で平成9年まで性的な関係がつづいており、懲戒免職処分は令和3年（2021年）である。平成5年から6年という、前記の児童買春・児童ポルノ処罰法などの制定前であり、懲戒処分の指針の作成や文部科学省による上記の指導よりも前である。処分時に至るまでに、これら様々な変化があったのである。そして、この間、懲戒処分数や懲戒免職数が増加しつづけてきたことは、公務員のわいせつ行為に対して厳しい目が向けられ、各自治体がこれに敏感に反応してきたことを示していると言える。

もっとも、懲戒処分の運用方針の変更についていえば、法令改正とは異なり、変更前の案件であって未処理のものに対して変更後の基準を適用することは可能である。少なくとも、変更からあまり離れていない過去の案件との関係では、運用方針の変更の適用対象が限定されることはない。

問うべきは、相当過去の案件を現在の基準によって評価することが許されるのかである。この点については、参考となる裁判例が1つある。

事案は、県立高校の教諭Xが、自身が顧問をしている部活に所属していた女子生徒との間で性的関係をもったことを理由に、それから23年後に懲戒免職処分が下されたというものである。Xに対して示された処分理由は、次のとおりである。「Xが、昭和61年11月頃から平成元年3月まで、本件女子生徒と、部活動終了後に、Xが自家用車で本件女子生徒を自宅に送る途上の車内、体育教官室、本件女子生徒の自宅、部活動遠征時の宿舍等において、頻繁にみだらな行為を行ったことは、教育公務員としてあるまじき行為であり、かつ、その職の信用を著しく傷つけたものである。」。懲戒免職処分は、地方公務員法29条1項1号及び3号に基づき、平成24年6月15日に下された。

判決で認定された事実によると、Xと女子生徒は、2日から3日に1度程度の頻度で、性交渉を行っていた。女子生徒は、両親の不和などの家庭の問題で

悩み、寂しい思いをしており、親の愛情に飢えていたようであり、親の代わりに優しくしてくれる人としてXを慕うようになった。その一方で、Xには妻子がいたが、妻と不和が生じていたこともあって、女子生徒と関係を持つようになった。この関係は、女子生徒が卒業をする平成元年3月まで続いた。その後、紆余曲折をへて、平成24年2月、女子生徒が県教育委員会に対してXとの関係を告発したことが契機となり、同年6月、Xに対して懲戒免職処分が下されたのであった。

この懲戒免職処分については、これを違法とした1審判決（福島地判平成28・6・7判自427号54頁）と、適法とした控訴審判決（仙台高判平成28・11・30判自427号48頁、判決全文は季刊公務員関係最新判決と実務問答9号（2017年）20頁以下）とで、結論が分かれた。以下、その要因として考えられる2つの点を分析する。

第一に、1審判決も控訴審判決も、Xが女子生徒との間で性的関係をもったことが、懲戒処分事由である信用失墜行為および全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当することを認める。ただし、両判決で、行為の悪質性の評価が分かれた。

1審判決は、Xと女子生徒が当時、互いに恋愛感情を有しており、「Xが単に自己の性的欲望を満たすためだけに本件行為に及んだとまではいえ〔ない〕」とする。しかし、次の3点で、Xの行為は不適切であると評価された。①教員であるというXの立場と、Xには妻子がいたことから、「教員であるXが現に自らが指導している女子生徒と性行為を行っていること自体、非難されるべき行為であることは明らかである」。②「Xと本件女子生徒との関係が、婚姻を前提とするような真摯な交際であるとは認め難い」。③「一般に、18歳未満の児童・生徒は、心身ともに未熟であることから、性的行動について適切な判断・行動が期待できず、ともすれば、妊娠するなどしてその身体を傷付けるおそれがあるといえるのであって、中高生における性交渉等につき、発達段階上ふさわしくない行動であるとされていたといえ、県立高校の保健体育課の教員であったXもそのことを十分認識していたと考えられる」。

このように、1審判決は、学校教員が生徒との間で、さらには未成年との間で性的関係をもつこと自体を不適切としたにとどまる。この関係が一定の恋愛感情に基づくものであったことを認めたことから、悪質性は極端には高くないと評価したように思われる。これに対して、控訴審判決は、恋愛感情に基づくものであったという評価を否定した。端的に、「基本的にXが自己の性的欲望を満たすために本件非違行為に及んだというほかはない」と述べ、悪質性を高く評価した。

控訴審判決がこのように1審判決とは異なる評価をするに至ったのには、次の2点の考慮が関係している（なお、上記②と同旨の判示もある）。①「Xは、本件女子生徒から相談される過程で、本件女子生徒が両親の不和など家庭の問題で悩んで、寂しい思いをし、親の愛情に飢えており、親の代わりに優しくしてくれる人としてXを慕うようになったことを知っていたのであるから、心身はもとより社会的にも未熟な本件女子生徒が求めているのは、その両親や教師など、身近な大人の優しさや思いやりであり、性交渉ではないことはあまりにも明らかなことであった。しかるところ、Xは、教師として、学業のみならず、学校教育の過程で生徒の心身の健やかな成長を支える立場にあり、本件女子生徒が家庭で満たされない親の愛情に飢えていることを承知しながら、婚姻する気持ちなど全くないにもかかわらず性交渉を重ねたというのであるから、そこには本件女子生徒の尊厳に対する配慮も愛情もないのであって、基本的にXが自己の性的欲望を満たすために本件非違行為に及んだというほかはない」。

②「本件女子生徒に好意を寄せられた結果であって、本件女子生徒から目立った抵抗等が仮になかったとしても、本件女子生徒は、その年齢等からして、社会性等は十分に育成されておらず、Xの魂胆などを理解することができないまま、家庭で満たされない気持ちを満たしてくれるものと錯覚してXと性交渉を重ねるに至ったというにすぎず、Xは、本件女子生徒の判断力の乏しさに乗じて、性的欲望の赴くまま性的関係を持ったというほかはなく、本件非違行為は、福島県青少年健全育成条例24条1項（何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。）違反に相当する非違行為に該当する

ものというべきである」。

第二に、懲戒処分事由に該当することはともに認めながら、1審判決と控訴審判決とでは、処分内容として免職を選択することの妥当性について判断が分かれた。懲戒免職は裁量権の逸脱濫用として違法であるとした1審判決では、女子生徒との間での示談などの経緯が考慮されるとともに、23年という時の経過について次のように述べ、相応の考慮がなされた。

「そもそも本件行為自体は、本件懲戒免職処分の23年以上前の事であり、Xは、本件懲戒免職処分を受けるまでの間、懲戒処分を受けることなく、Y県の教育に携わってきたものであることは、前記前提事実のとおりである。20年以上前の事情と現在又は直近の事情とを比較した場合に、後者の方が公務員に対する信頼等に与える影響は当然大きいものといえるのであるから、このような時の経過は、懲戒処分の必要性及びその程度に関する判断において、当然に考慮されるべき事情であるといえる」。「本件行為は、教育公務員であるXが自ら指導する本件女子生徒と性的な関係を持ったというものであり、生徒、その保護者及び社会一定の混乱・波紋をもたらした事実是否定できないものの、Xが本件行為について反省し、事後的に本件女子生徒に対して一定の慰謝料を支払っていること及び本件行為から20年以上の月日が経過したことなどの諸事情、特に、本件行為から長期間経過したことは、処分行政庁において、処分内容を量定するに当たり十分に考慮すべきであったというべきであるところ、これを十分に考慮したとは言い難いといえる。また、懲戒免職処分は、30年以上にわたり、被告の教育公務員として勤務しており、この間、特にスポーツ教育の分野において、一定の貢献をしてきたXの功績を全て否定することになることをも考慮すると、本件懲戒免職処分は、処分行政庁において、考慮すべき事項を十分に考慮せず処分を判断した結果、重きに過ぎて社会通念上著しく妥当性を欠いた処分であるといわざるを得ず、裁量権を濫用したのものとして違法であると解するのが相当である」。

これに対して、懲戒免職を適法とした控訴審判決は、上記の①'②'と同旨を繰り返しつつ、「成長の過程にあった本件女子生徒の心身に重大な傷を負わせ、

その健全な成長の妨げになる行為を繰り返したものであり極めて悪質な行為といわなければならない」、また、「教育に携わる公務員としては想像を絶する到底許されない行為を行ったものであって、その動機に酌量の余地は全くないし、公立学校における教育全般や教育に携わる公務員に対する県民の信頼を大きく損なったというほかはない」と述べ、極めて悪質な行為である以上、懲戒免職とすることに裁量権の逸脱濫用はないと解した。そして、23年が経ってからの懲戒処分であるという点については、「本件非違行為は極めて悪質であって、県民の学校教育に対する信頼を根底から覆す悪質極まりないものであるところ、県教育委員会に本件非違行為が発覚したのは平成24年2月であって、その後遅滞なく本件懲戒免職処分が行われている」と指摘し、1審判決のように考慮する必要はないと解した。

ここでは、懲戒免職の妥当性の判断は、両判決ともに処分時を基準にしている。1審判決が、23年を経過した処分時においてはXと女子生徒との性的関係が公務・公務員の信用に与える影響は大きくないと評価したことは明らかである。控訴審判決は、明言はしていないが、行為時から23年を経過した処分時（あるいは発覚時）においてもなお、極めて悪質な行為により大きな影響が生じたことに変わりはないと評価したものと思われる。確かに、公務員がある行為を行ったことや、それが発覚したことで、公務・公務員に対する信用が失われたり、この者が公務員にふさわしくない人物であることが判明したりすると、そうした状況の回復したことが明らかでない限り、懲戒処分事由はあり続けるであろう。そうすると、時の経過に関しては、処分時において、行為時とは異なる評価をすべき事情が認められるかが問われることになると考えられる。その際には、行為時と処分時とを静態的に比べるのではなく、この間における、社会の考え方の変化、教員の勤務の状況・態度、生徒の被害の実態・経過などを考慮すべきである。

八

ここまでの考察をまとめると、第一に、信用の失墜や、全体の奉仕者にふさわしくない行為という懲戒処分事由に該当するかどうかは、相当過去の行為を理由とする懲戒処分であっても、処分時の諸事情を踏まえて判断すべきである。判断の基準時は、行為当時ではなく、処分時である。

第二に、公務員の懲戒処分には、法令上、期間制限が課されてはおらず、特に性被害が問題とされる場合において、行為当時に発覚していれば懲戒免職になり得たにもかかわらず、発覚が遅れたために処分が減免されることは認め難い。性被害の特質を踏まえるならば、相当長期間が経過したとしても、時効制度が明文化されているのでない限りは、時の経過により懲戒免職を免れさせてよいとは考えられない。なお、この点に関しては、後述九で補足をする。

第三に、過去の案件を現在の基準によって法的に評価することが許されるのかについて、本稿は、性的な関係・行為についての社会の受け止め方（社会通念）が大きく変化した可能性があることを示した。そして、この問題自体については、次のように考えるべきではないだろうか。

札幌市の事案の行為時である平成5年から平成6年は、①児童買春・児童ポルノ処罰法の制定（平成11年）、児童虐待防止法の制定（平成12年）、男女雇用機会均等法の平成9年改正法（セクシャル・ハラスメント関連）の施行（平成11年）よりも前であり、②文部科学省が各都道府県教育委員会に対して公立学校の教員が児童生徒に対してわいせつ行為をした場合には原則として懲戒免職とするよう指導したとき（平成13年）よりも前であり、③各自治体における懲戒処分の指針の作成（平成14年以降。札幌市教育委員会は平成24年）よりも前である。わいせつ行為を理由とする教育公務員の懲戒処分や懲戒免職処分の数は、平成11年（1999年）を境に大きく増加し、平成14年以降は懲戒免職・諭旨免職の人数がほぼ毎年100名を超える状況が続いている。こうしたことから、平成5年から平成6年当時は、わいせつ事案全般に対して、それほど厳格な対応がなされていなかったように思われる。それが、現在では、学校教員が

生徒と性的関係をもつことはもとより、恋愛感情を伴う親密な関係になることについても、基本的には許されないと考えられるようになってきている。各教育委員会で若干の相違はあるであろうが、札幌市についていえば、教員と生徒の関係性がどうであれ、教員が外形的にわいせつな行為に当たる行為（詳細は末尾の資料を参照）を行った場合には、懲戒免職とすることが原則とされている。また、札幌市では、教員が児童生徒と交際関係に至った場合について、懲戒免職もあり得ることが明記されている。もちろん、関連する立法がなかったこと（①）も、行政機関による権限行使の運用方針がなかったこと（②③）も、また長期的な運用実績（懲戒処分数の推移）も、その時々において、懲戒処分の権限の行使を法的に直接に枠づけるものではない。性的な関係・行為についての社会の受け止め方（社会通念）もまた、その時々において、それ自体は法的な基準ではない。しかしながら、長期間が経過し、その間に社会の受け止め方が変わり、性的な関係・行為に関わる重要な法的現象がいくつも生じたことは、結果的に、ゆるやかにある時期以降から、性犯罪やその他のわいせつ行為には該当しないとしても生徒との間での性的な関係・行為は公務員としても生徒の成長・発達にとっても著しく不適切であって法的にも許されないと考えられるようになったということを示していると見るべきではないだろうか³⁸⁾。そうした考え方が当然ではなく、厳正な対応をすることやその基準が明示されていなかった時の行為を、現在の基準で評価し、これを行った教員に対して重大な不利益を課すことには、疑問がある。

その一方で、札幌市の事案での教諭Aの勤務の状況・態度をどのように評価し、これを積極的な事情として考慮するか否かは、人事権者の判断次第である。また、生徒Bの被害状況をここで断定することはできない（Bは精神疾患を発症したと主張している）。これらの個別事情を考慮して、札幌市教育委員会が、現在においてもなおAの行為は極めて悪質であることに変わりではなく、信用失

38) 拙稿「Ⅱ ソフトローが働く具体的な場面——行政分野」法学教室 497号（2022年）15頁以下は、公務員の「懲戒処分の指針」にもソフトローが認められ得ることを指摘した。

墜に当たると評価し、懲戒免職処分を下すことは、事案の事情によっては可能であると思われる。しかし他方で、別件訴訟の判決で性的行為の事実が認定されたこと自体に制裁的な意味があり、20年以上が経過している中で教員としての勤務態度に問題がなかったとすれば、懲戒処分においても時の経過を重く見るべきであるという見解もある³⁹⁾。

九

なお、本稿で検討した札幌市の事案では、女性側（生徒B）の申立を受けて、平成28年（2016年）2月25日、教育委員会は女性から事情聴取をしたが、教諭Aに対する事情聴取では事実が全面否認されたこともあり、教育委員会においてわいせつ行為の事実の認定には至らず、同年12月、懲戒処分はできないとの判断がなされた⁴⁰⁾。ところが、最初の事情聴取から約5年後の令和3年（2021年）1月、懲戒免職処分がなされた。報道によると、女性側が提起していた損害賠償請求訴訟の判決（前掲・東京高判令和2・12・15）において性的行為の事実が認定されたことが契機となったようである⁴¹⁾。

ここでは、行為時から長期間が経過したこととは別に、案件を把握してから懲戒処分をするまでに長期間（5年間）が経過していること、しかも、処分をしないという当初の判断を教育委員会自らが覆していることが問題となるはずである。

この点に関連する事例として、民間の従業員の場合であるが、懲戒解雇事

39) 園田寿の見解。参照、読売新聞取材版『わいせつ教員の闇——教育現場で何が起きているのか』（中央公論新社、2022年）118頁。

40) この経緯については、市教委が作成した「平成28年当時の札幌市教育委員会における対応についての検証報告書」（令和4年1月11日）が公表されている（https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/kyoshokuin/documents/h28nenn_kenshouhoukokusyosyo.pdf）。要旨は、女性側の供述が直接証拠になり得ると考えられておらず、客観的証拠の収集・検討をしたがこれが得られなかったことから、教諭Aの非違行為を認定できないとの結論に至ったようである。

41) 北海道新聞2021年1月29日付け朝刊26面「わいせつ教諭懲戒免職」。

由（職場での上司に対する暴行事件）を使用者側が把握してから諭旨退職処分までに7年以上が経過していたという事案において、最高裁は、この処分は権利の濫用であり無効であると判断している（最判平成18・10・6判タ1228号128頁〔ネスレ東日本懲戒解雇事件〕）。その理由としては、①捜査の結果を待って処分を検討することとしたために時間がかかったとされるが、被害者以外に目撃者がおり、捜査の結果を待たずとも処分を決めることは可能であったため、「長期間にわたって懲戒権の行使を留保する合理的な理由は見だし難い」こと、②捜査の結果として不起訴処分になったにもかかわらず諭旨退職処分をしており、「その対応に一貫性を欠くものといわざるを得ない」こと、③「本件各事件以降期間の経過とともに職場における秩序は徐々に回復したことがうかがえ、少なくとも本件諭旨退職処分がされた時点においては、企業秩序維持の観点から上告人らに対し懲戒解雇処分ないし諭旨退職処分のような重い懲戒処分を行うことを必要とするような状況にはなかった」ことが挙げられている。

この事例に限らず、裁判例では、懲戒権者が懲戒処分事由に該当する行為のあったことを知った時から懲戒処分までにどれくらいの期間が経過したのか、そこに合理的な理由はあったのかが審査されている⁴²⁾。この点は、次の公務員関連の事例でも同様であるが、ただし結論は逆となっている。

すなわち、平成21年当時社会保険庁の職員であった者が平成9年から平成12年までの間に無許可で職員組合に専従したこと（いわゆるヤミ専従）、つまり9年前の行為を理由にして減給の懲戒処分を受けたことが争われた事例がある。大阪高判平成26・10・1（公務員関係判決速報442号（2015年）2頁以下）は、本件の無許可専従行為は平成20年10月30日に発覚し、さらに調査が行われ、平成21年7月31日に懲戒処分が下されたという経緯を指摘した上で、「本件懲

42) 民間従業員に対する長期間経過後の懲戒処分に関する裁判例には、ネスレ事件の他にも幾つかあるが（東京地判平成24・3・27労判1053号64頁、東京地判平成27・8・7労働経済判例速報2263号3頁、東京高決平成28・9・7労判1154号48頁。参照、実務に効く労働判例精選〔第2版〕103頁〔牛嶋勉〕）、いずれも、従業員の非違行為はその当時において把握されており、そこから懲戒処分までに時間がかかったという事案である。

戒処分が控訴人の無許可専従から約9年後に行われたとはいえ、控訴人の無許可専従行為によって公務員に対する国民の信頼が毀損されており、しかもその回復が図られていなかったといわなければならない」ため、懲戒処分の必要性はあったと判断し、裁量権の逸脱濫用はないと結論づけた⁴³⁾。この判決では、9年前であることはほぼ考慮されておらず、発覚した時点で公務に対する国民の信頼が損なわれたことを前提にして、懲戒処分の必要性の判断がなされている。行為時からは長期間が経過していても、発覚から懲戒処分までに不合理な期間の経過がなければ懲戒処分の必要性は肯定され得ることが分かる。

さて、では札幌市の事案はどうかというと、札幌市教育委員会が最初に申立を受けた平成28年の時点で、強制わいせつ罪等について刑事上の公訴時効は経過しており起訴される可能性はなく、また、この当時は損害賠償請求訴訟は

43) この部分の判示に先立ち、大阪高裁は、一般論として、「公務員に対する懲戒処分は、公務に対する国民の信頼の回復等の公益上の必要性をも踏まえて行われるべきものであるから、当該公務員の過去の非違行為により公務員の勤務関係に対する国民の信頼が毀損された場合、その後時間が経過したとしても、国民の信頼の回復が図られていないときは、当該非違行為に対して懲戒処分をすることにより、国民の信頼を回復して公務員関係の秩序を維持する必要があるというべきであり、当該公務員に対する懲戒の必要性が失われるものではない」と述べている。

ただし、この事案では、原告・控訴人による無許可専従が行われた当時、このことは職場で公然の事実であった。国家公務員法106条の6第1項等に違反する行為であったものの、当時においては黙認されており、こうした状況が是正された後もしばらくは当時の違反行為の責任を追及すべきとは考えられていなかった。社会保険庁を解体して日本年金機構を発足させる過程で、社会保険庁での無許可専従行為の存在が指摘されたことで、過去の服務違反行為の有無の調査がなされた結果、原告等の非違行為が判明し、懲戒処分がなされ、そして、懲戒処分を受けた経歴のある者は機構の職員には採用しないこととされたのであった。行為当時に懲戒処分の対象になるとは考えられていなかったにもかかわらず、長期間の経過後に懲戒処分がなされたという点では、本稿の考察対象である札幌市の事案と共通している。原告の主張のうち、長期間にわたって懲戒処分を行うことができなかつた理由はないという点は、この事案や前注の労働判例に固有の考慮要素である一方で、その他の主張として、行為時から処分時の間に原告を昇進させており、これは原告に対して無許可専従行為の責任を今後追及しないという態度の表れであると評価すべきことや、問題を指摘された後は直ちに是正したこと（違反を繰り返してはいないこと）からして、懲戒処分の必要性はなくなっていたという点は、札幌市の事案にも通じる考慮要素であろう。

提起されていなかったことから、訴訟の結果を待つ必要はなかったはずである。教育委員会は女性側からの被害の申立を受けていたのであり、その信憑性についての評価が難しかったとしても、この時点で処分を決めることは可能であり、実際に、処分をしないと一度は決定したのである。他方で、教諭Aの行為が高裁判決によって認定されたのが令和2年12月であり、報道等によってAの行為が公になったことで公務・公務員に対する信頼が損なわれたとすれば、懲戒免職処分は令和3年1月であるから、懲戒処分は直ちになされている。この点では、上記の社会保険庁職員の事例を参考にすれば、懲戒処分は適法であると言えそうである。

しかしながら、一度懲戒処分をしないと決定したこと⁴⁴⁾は、教諭Aにとっては不利益処分がなされないという意味を持つ。これを後に覆すというのは、即ち、Aにとっては利益的な決定をAの不利益な形で取り消すことであると解することができる。そうすると、ここには、行政処分の職権取消しの論点に関係してくることになり、長期間の経過後の職権取消しは制限される可能性がある。すなわち、別件訴訟の判決の事実認定のみを理由とする約4年後（平成28年（2016年）12月に懲戒処分をできないと決定してから懲戒免職がなされたのが約4年後の令和3年（2021年）1月である）の職権取消しは許されるのか、という論点が生じるのである。この点に関しては、すでに、職権取消論としてではないが、教育委員会が高裁判決の事実認定だけで判断を変えたとすれば裁量権の濫用の可能性があるとの指摘がなされている⁴⁵⁾。札幌市の事案では、教育委員会が最初に事実を把握してから約5年後に懲戒免職がなされている点で長期間

44) 仮に正式に決定をしていなかったとしても、一回的事実・行為に対する不利益処分については（すなわち、継続的な違反状態を是正するための処分ではない場合には）、事実を把握してから案件の処理のために合理的に必要とされる期間を過ぎれば、以後も未決としておかなければならない特段の事情がない限り、処分をしないと決定したと解すべきであろう。

45) 斎藤浩の見解。「市教委は過去に一度調査をした上で、『教員を処分しない』と決定している。その決定を覆すには社会常識からみて納得できる説明が必要で、市教委はどんな理由で判断を変えたのかを明示すべきだ。単に高裁の認定だけで方針を変えたのであれば、裁量権の乱用（ママ）に当たる可能性もある」（読売新聞取材版・前掲注（39）『わいせつ教員の闇』118頁）。

が経過しており、また、一度処分をしないと決定してから約4年後にこれを覆して懲戒免職とした点でも長期間が経過しており、その主な理由は、当初の教育委員会による調査方法に問題があったことや、教育委員会も被告として教諭Aの行為の違法性を否定する主張をしていた別件訴訟の判決によって非違行為の事実が認定されたことが挙げられているところ、これらが長期間を経過したことの合理的な理由になるとは思われない。その意味で、懲戒免職処分の適法性には疑問があると言わざるを得ない。

札教教第 5010 号

平成 31 年 (2019 年) 4 月 23 日

各園長・校長 様

札幌市教育委員会

教育長 長谷川 雅英

「学校職員の懲戒処分に関する指針」の改正について

標記の件につきまして、本市教育委員会においては、懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、学校職員の非違行為を未然に防止するため「学校職員の懲戒処分に関する指針(以下「指針」という。)」を定めており、これまでも研修等の様々な機会を通じて服務規律の徹底を図っているところでありますが、依然として、不祥事の根絶には至っていない状況です。

特に、学校職員によるわいせつ行為等は、教育行政に対する信頼を大きく損なう行為であり、教育に携わる公務員として著しく不適格な行為と考えられますが、昨年度においても、18歳未満の少女に対するわいせつ行為や盗撮、児童ポルノ所持を理由とする懲戒処分事案が発生するなど、近年多発している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当委員会として、学校職員によるわいせつ行為等に対して、厳正に対処する方針を明確に示すとともに、未然防止に向けた抑止力としての機能を強化することを目的として、下記のとおり、指針を改正し、処分量定の厳罰化を行うことといたしました。

このため、各園長・校長におかれましては、所属職員に対して、改正の趣旨及び内容を十分に周知していただくとともに、改めて服務規律の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 改正の方針

教育に携わる公務員として著しく不適格な行為と判断されるわいせつ行為等について、対象となる行為を具体的に明示した上で、これまで「免職又は停職」を標準例としていた痴漢行為や盗撮、のぞきのほか、「免職、停職又は減給」を標準例としていたストーカー行為を含め、原則「免職」とする厳罰化を行う。

また、わいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為と判断されるものについては、「免職、停職又は減給」を標準例とする。

2 適用時期

令和元年(2019年)5月1日(水)

3 具体的な改正内容

<改正前>

事 由	免職	停職	減給	戒告
(1) 児童生徒に対する非違行為				
ア わいせつ行為	●			
イ アに該当しない著しく不適切な行為	●	●	●	
(2) 公務外非行関係				
ア 強制わいせつ	●			
イ 淫行 (18歳未満の者に対する淫行)	●			
ウ 痴漢行為	●	●		
エ その他のわいせつ行為 (盗撮、のぞき等)	●	●		
オ ストーカー行為	●	●	●	



<改正後>

○ わいせつ行為等

ア 次の表に掲げるわいせつ行為等により処罰された(未遂を含む。)職員は、免職とする。

法 令	行 為
刑法	公然わいせつ (第174条)、わいせつ物頒布等 (第175条)、 強制わいせつ (第176条)、強制性交等 (第177条)、 準強制わいせつ及び準強制性交等 (第178条)、 監護者わいせつ及び監護者性交等 (第179条)、 強制わいせつ等致死傷 (第181条)、淫行勧誘 (第182条)
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童買春 (第4条)、児童買春周旋 (第5条)、 児童買春勧誘 (第6条)、児童ポルノ所持・提供等 (第7条)、 児童買春等目的的人身売買等 (第8条)
軽犯罪法	露出 (第1条第20号)、のぞき (第1条第23号)
ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為 (禁止命令等違反を含む) (第18条、第19条、第20条)
北海道青少年健全育成条例	着用済みの下着の買受け等 (第34条)、 淫行等 (淫行、わいせつな行為等) (第38条)
北海道迷惑行為防止条例	卑わいな行為 (痴漢、のぞき、盗撮等) (第2条の2)
上記に類似する法令違反行為	

イ 上記アに掲げるわいせつ行為等には該当しないが、これに類似する学校職員として著しく不適切な行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

「学校職員として著しく不適切な行為」の具体例

(1) 処罰されるには至らないが、上記アに掲げる法令違反行為の事実が認められる場合

(2) 児童生徒に対する行為

- ・児童生徒に不適切な身体的接触をした。
- ・児童生徒に性的な内容を含む不適切な発言・メールをした。
- ・児童生徒を食事やデートへ執拗に誘い、著しい不快感を与えた。
- ・児童生徒に対するつきまとい等により、著しい不安を与えた。
- ・児童生徒と私的な連絡を繰り返した。
- ・児童生徒と交際関係に至った。

(3) 保護者に対する行為

- ・保護者に不適切な身体的接触をした。
- ・保護者に性的な内容を含む不適切な発言・メールをした。
- ・保護者を食事やデートへ執拗に誘い、著しい不快感を与えた。
- ・保護者に対するつきまとい等により、著しい不安を与えた。
- ・配偶者のある保護者と性的な関係を持つに至った。
- ・配偶者のある学校職員が保護者と性的な関係を持つに至った。

(4) 一般の者に対する行為

- ・性的な身体接触や発言により、相手方に著しい不快感を与えた。
- ・インターネットやSNSなどにおいて、性的な内容の掲載を繰り返した。
- ・つきまとい等により、相手方に著しい不安を与えた。

※ 指針において職場におけるハラスメント行為の量定は、免職・停職・減給・戒告とされている（第2-1-16 ハラスメント行為）が、児童生徒、保護者、一般の者に対するセクハラ（性的な言動等）については、「学校職員として著しく不適切な行為」として分類し、免職・停職・減給を標準例とする。

4 改正後の指針と新旧対照表

別添のとおり

